

令和8年7月30日

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁

令和8年熊本地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について

令和8年熊本地震の影響を受けて、実習実施者の事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）が被災した技能実習生について、当該事業所における活動として、瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。